第二十二条	及び戸籍の表示	、法第三十条の四十五に規定する国籍等及び同条の表の下欄に掲げる事項
第二十三条第二項及び第二十四条の三	第五号まで及び第十三号	第四号まで及び第十三号に掲げる事項、法第三十条の四十五に規定する国籍等並びに同条の表の下欄

第三十一条第一項中「第十九条」を「第十九条第一項から第三項まで」に改め、「第三十条の三第三項及び第四項、」の下に「法第三十条の四十五から第三十条の四十八まで並びに」を加え、同条第二項の表第三十条の四十四第一項及び第二項の項中「及び第二項」を削り、「住民基本台帳を備える市町村の市町村長」を「者は」に、「住民基本台帳を作成した」を「者は、その者が記録されている住民基本台帳を作成した」に改め、「、市長」を削り、同項の次に次のように加える。

第三十条の四十四第二項	住所地市町村長	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長

第三十一条第二項の表第三十条の四十四第五項の項及び第三十条の四十四第六項の項を次のように改める。

第三十条の四十四第五項	市町村長	、最初の転入届を受けた区長を経由して、市長
第三十条の四十四第六項	必要な措置を講じ	必要な措置を講じ、最初の転入届を受けた区長を経由して

第三十一条第二項の表第三十条の四十四第六項の項の次に次のように加える。

第三十条の四十四第七項及び第八項	その旨を	その旨を、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第三十条の四十四第十項	当該住民基本台帳カードを	当該住民基本台帳カードを、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して
第三十条の五十	住民基本台帳を備える市町村の市町村長	住民基本台帳を作成した区長

第三十二条第一項中「第三十条の四」の下に「、第三十条の二十五並びに第三十条の二十六」を加え、同条第二項の表第三十条の十七の項を削り、同表第三十条の十八第一項」を「第三十条の十七第一項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十条の十八第一項	住所地市町村長	その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して、住所地市町村長
第三十条の十八第二項	その者に対し	その者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して

第三十二条第二項の表第三十条の二十の項中「第三十条の二十」を「第三十条の十九」に、「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同表第三十条の二十一第一号の項を削り、同表第三十条の二十一第二号の項中「第三十条の二十一第二号」を「第三十条の二十第二号及び第三号」に、「付記転出届」を「転出届」に改め、同表第三十条の二十二の項を削り、同表第三十条の二十三第二項の項中「第三十条の二十一第二項」を「第三十条の二十三第二項」に、「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十条の二十一第三項	当該住民基本台帳カードを	当該住民基本台帳カードを、当該住民基本台帳カードがこれらの規定のいずれかに該当する際にその者が記録されていた住民基本台帳を作成した区長を経由して

第三十二条第二項の表第三十条の二十三第三項の項を削り、同表第三十条の二十三第五項の項中「第三十条の二十三第五項」を「第三十条の二十一第四項」に、「交付市町村長」を「住所地市町村長」に改め、同表に次のように加える。

第三十条の二十二	者に対し	者に対し、その者が記録されている住民基本台帳を作成した区長を経由して

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定、第一条、第十一条、第十二条第一項及び第二十六条の改正規定、第二十七条の改正規定（同条第一号の改正規定（「（以下「転入届」という。）」に係る部分に限る。）及び同条第二号の改正規定（「、法第二十四条」を「の規定による届出（以下「転居届」という。）、転出届」に改め、「届出」の下に「（次条第二号及び第二十七条の三第二号において「世帯変更届」という。）」を加える部分に限る。）を除く。）、第二十七条の二の改正規定（同条第一号の改正規定（「法第二十二の規定による届出」を「転入届」に改める部分に限る。）及び同条第二号の改正規定（「、法第二十四条」を「の規定による届出（以下「転居届」という。）、転出届」に改める部分に限る。）を除く。）、第二十七条の三の改正規定（同条第一号に係る部分（法第三十条の四十六及び法第三十条の四十七の規定による届出に係る部分に限る。）及び同条第三号に係る部分に限る。）、第二十八条の改正規定（同条第一号の改正規定（転入届に係る部分に限る。）及び同条第二号の改正規定を除く。）、第二十九条の見出しの改正規定、第四章の二の次に一章を加える改正規定、第三十一条第一項の改正規定、同条第二項の表第三十条の四十四第六項の項の次に次のように加える改正規定（同表第三十条の五十の項に係る部分に限る。）並びに第三十二条第一項の改正規定並びに附則第八条から第十条までの規定　出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号。以下「入管法等改正法」という。）の施行の日

二　第十二条第二項第三号、第十五条の三第二項及び第三十条の改正規定並びに次条から附則第七条まで及び附則第十一条の規定　公布の日

（仮住民票の磁気ディスクによる調製）

第二条　市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）は、改正法附則第三条第一項に規定する仮住民票（以下「仮住民票」という。）を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製することができる。この場合においては、この政令による改正後の住民基本台帳法施行令（以下「新令」という。）第二条の規定を準用する。

（仮住民票の記載事項）

第三条　市町村長が改正法附則第三条第一項又は第二項の規定により仮住民票を作成する場合には、改正法による改正後の住民基本台帳法（以下「新法」という。）第三十条の四十五の表中「入管法第十九条の三に規定する在留カード（総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類）に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号」とあるのは「入管法第二条の二第一項に規定する在留資格、同条第三項に規定する在留期間及びその満了の日並びに外国人登録法（昭和二十七年法律第百二十五号）第四条第一項第一号に規定する登録番号」と、「入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号」とあるのは「外国人登録法第四条第一項第一号に規定する登録番号」とする。